

議案第 5 号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

平成 2 3 年 1 1 月 3 0 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

非常勤一般職の職の名称を整備するとともに、平成 2 4 年 4 月 1 日から新たに介護支援専門員、英語指導員及び指導補助教員を設けるため、条例の一部を改正するものである。

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 6 年富津市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

事務補助員	日額	1 級 9 号給
司書又はレセプト点検員	日額	1 級 1 3 号給
保健師	日額	1 級 2 7 号給
栄養士、看護師又は介護相談員	日額	1 級 2 5 号給
保育士	日額	1 級 1 3 号給
自動車運転手	日額	1 級 1 3 号給
調理員又は用務員	日額	1 級 5 号給
作業員	日額	1 級 1 3 号給

」を

「

保健師	日額	1 級 2 7 号給
栄養士、看護師又は特別支援教育指導員	日額	1 級 2 5 号給
司書、保育士、レセプト点検員、作業員又は 自動車運転手	日額	1 級 1 3 号給
事務補助員	日額	1 級 9 号給
調理員、用務員又は配膳員	日額	1 級 5 号給

」に

改める。

第 2 条 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 2 区分の欄中「保健師」の次に「又は英語指導員」を加え、「又は特別支援教育指導員」を「、介護支援専門員、特別支援教育指導員又は指導補助教員」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。